

「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」
に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 内閣総理大臣認定・適格消費者団体 NPO法人 京都消費者契約ネットワーク 副理事長 野々山宏
------	--

<意見1>

【該当箇所】 論点1. 1. 加盟店の調査について

【意見の内容】

「中間的な論点整理」が掲げるアクワイアラー・決済代行業者の加盟店管理義務を規定するだけでは全く不十分であり、翌月一回払い（マンスリークリア）のカード決済におけるカード発行会社（イシューア）にも、消費者の苦情発生時の適切処理義務を規定すべきである。

【理由】

「中間的な論点整理」は、アクワイアラー・決済代行業者が関与する方式のクレジットカードは、イシューアが販売業者を直接調査管理できないため悪質業者がチェックできないとして、アクワイアラー・決済代行業者の加盟店調査義務の提案するものの、イシューアの苦情処理義務を規定する姿勢が見られない。

しかし、クレジット契約の当事者として消費者の苦情を受け止めトラブル防止の責任を負うのはカード発行会社（イシューア）であり、クレジット取引における消費者の苦情を受け止めて解決・防止する責任を明文で規定すべきである。

イシューアの責任を定めることなくアクワイアラー・決済代行業者の調査義務だけを定めても、悪質業者排除の実効性が確保できるとは考えられないし、逆にイシューアの責任をあいまいにするおそれが強い。

<意見2>

【該当箇所】 論点1. 2. マンスリークリア取引について

【意見の内容】

マンスリークリア取引について、販売業者に主張できる事由をクレジット

会社に対抗できる抗弁接続規定（割販法30条の4）を適用すべきである。

【理由】

中間的な論点整理は、マンスリークリア取引と割賦払い式のクレジット取引は性質が異なるとか、悪質商法被害は販売業者自体の問題であるなどという理由により、マンスリークリア取引に抗弁接続規定を適用することに消極的である。

しかし、クレジット取引は不当な販売方法でも立替金をすぐに取得でき、代金回収のリスクを考慮することなく不当な販売方法を行うおそれがある点で、割賦払いかマンスリークリア取引かの違いはない。

クレジットカードのほとんどが、リボルビング方式（割販法の適用あり）とマンスリークリア取引の機能を兼ねているうえ、後からリボルビング払いに変更できるカードが多数を占めるなど、マンスリークリア取引かリボルビング払いかによって消費者保護の内容を決定的に違うことは合理性がない。

クレジット取引による消費者被害を防止・救済する責任は、基本的にカード発行会社（イシューア）が負うべきであり、抗弁接続規定を適用することは必要不可欠である。

以上